

はかりの定期検査をご存知ですか？

計量法第19条の規定により、取引及び証明に使用する「はかり」は定期検査の受検が義務づけられています。

Q1 どんな「はかり」が検査対象になりますか？

A1 取引や証明に使用される「はかり（分銅・おもりを含む）が対象です。

検査の対象となる「はかり」の一例

- (1) スーパーや商店などで量目(商品の重さ)を表記(明示)した商品の売買に使用するはかり
- (2) 工場・事業所などで原材料の購入・製品の販売出荷のために使用するはかり
- (3) 学校・給食センターなどで食材などの購入のために使用するはかり
- (4) 運送業者等(宅配便取次店を含む)が貨物・荷物の運賃算出等に使用するはかり
- (5) 農業・漁業で農産物、水産物などの売買、出荷のために使用するはかり
- (6) 病院・調剤薬局などで薬の調剤用に使用するはかり
- (7) 廃棄物処理業者が、処理費用の算定に使用するはかり
- (8) 病院・学校・社会福祉施設・幼稚園・保育所・産婦人科医院などで法・条例などに定められた健康診断(体重測定)に使用するはかり(体重計)

検査の対象とならない「はかり」の一例

- (1) 学校・給食センター・事業所・飲食店・パン屋などで原材料の配合(調理)に使用するはかり
- (2) 個人が健康管理のために使用するはかり(体重計)
- (3) 公民館・公衆浴場などに設置されたはかり(体重計)
- (4) 郵便物の料金の目安を調べるために使用するはかり
- (5) 動物病院で治療のために使用するはかり
- (6) 商店などで量目を表記(明示)しないで、商品を小分けにするためのみに使用するはかり

Q2 なぜ検査が必要なのですか？

A2 「はかり」は、社会生活のあらゆる場面に使用されており、消費者と大きく関わっています。検定証印や基準適合証印が付された適正なはかりも、使用環境や使用状況の影響により誤差が生じる場合があります。このため、計量法では定期的取引・証明に使用する「はかり」の検査を実施し、「はかり」の精度を確保することにより、適正に計量するよう定めています。（計量法第19条）

Q3 定期検査を受けないと罰則がありますか？

A3 計量法第173条の規定に基づき、50万円以下の罰金となっています。

Q4 いつ受検すればよいのですか？

**A4 定期検査は千葉県が市町村の区域毎に実施日を決め、2年に1度行われており浦安市は令和5年7月4日及び5日に実施しました。
※次回の浦安市での定期検査は令和7年度です。**

Q5 これから受検することはできますか？

**A5 定期検査に代わる検査(代検査)を利用することができます。
これは、民間の計量士と直接契約して検査を受け、検査終了後、その旨を千葉県計量検定所に報告することにより、定期検査が免除される制度です。
※諸費用は千葉県の検査手数料とは異なり計量士との契約により決まります。**

Q7 家庭用のマークがあるはかりは、取引・証明に使用することができますか？

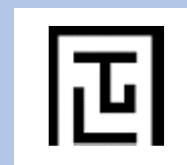
A7 家庭用マークが付いているヘルスマーター、ベビースケール、キッチンスケールは、一般消費者の生活のために使用されるものであり、取引及び証明には使用することはできません。(計量法第16条)



家庭用特定計量器技術
基準適合マーク

Q8 検定証印、基準適合証印とはどんな印なのでしょうか？

A8 検定証印と基準適合証印は以下の印です。この検定証印等が付されたはかりは取引及び証明に使用することができます。



■ 検定証印



■ 基準適合証印